

ご存じですか？「農業用免税経由」

農業に使用する軽油では、下記の手続きを行うと軽油引取税
(32.1円/ℓ) が免除されます。

①県行政県税事務所で「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行い、交付を受けます。

②交付を受けた「免税証」を軽油購入の際にガソリンスタンドに提出します。

③購入及び使用した数量等を報告します。

※農作業で農業用機械に使用する軽油が対象です。ただし、道路運送車両法第4条の登録を受けている機械は除きます。

■問い合わせ先・担当者

中部農業事務所

TEL:027-233-2011